

# 公告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和4年4月25日

広島県知事 湯崎英彦

## 1 事業内容

- (1) 事業名  
令和4年度 広島港宇品地区クルーズターミナル（仮称）建設事業
- (2) 事業の仕様等  
要求水準書による。
- (3) 工期  
令和4年9月定例広島県議会の議決の翌日から令和6年3月29日まで
- (4) 事業場所  
広島県広島市南区宇品海岸三丁目12
- (5) 参考額  
780,000千円（税抜き）

## 2 参加資格等（公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格）

本件は、設計、工事、工事監理の全てを行う事業であり、設計、工事及び工事監理を自ら行う（以下「単独実施」という。）者が参加することができる。また、入札参加者より委託され設計業務及び工事監理業務を行う者（以下「設計受託者」という。）との共同による事業実施（以下、「共同による事業実施」という。）を予定している者の参加も認める。

なお、設計業務と工事監理業務は同一の設計受託者とする。

### (1) 共通事項

次の要件を満たしていること。

- ア 本事業の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱2(1)に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、県発注工事における下請負の制限基準2に規定する下請制限（以下「下請制限」という。）又は県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱2に規定する契約制限（以下「契約制限」という。）若しくは低入札要綱第10条第2項第2号の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと。
- イ 本事業の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件プロポーザルに参加し、又は本件事業の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。
- ウ 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。
- エ 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- オ 本事業の有識者会議委員会の委員又は委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザ

ルに参加することはできない。

(2) 技術要件等

2 (1) 共通事項に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件		
ア 令和3・4年度広島県 建設工事等入札参加 資格	(ア) 認定が必要な業種	建築一式工事
	(イ) 格付等級	A
イ 営業所（建設業法第3条第1項）の所在地	県内に営業所を有する。	
ウ 年間平均完成工事高	2 (2) ア(ア)に定める業種について1 (5)に掲げる参考価格以上	
エ 特定建設業許可の要否	必要	
オ 一級建築事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条）の登録	必要	
技 術 要 件		
カ 元請施工実績		
(ア) 種類（及び規模）	<p><b>【単独実施の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨造又は軽量鉄骨造（プレハブ建築含む）による建築一式工事で新築工事、改築工事、増築工事で次に示す工事の元請施工実績を有すること（国、県、市町村での公共事業又は民間工事での実績）。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新築工事の場合は、1棟の延床面積が1,120㎡以上</li> <li>② 改築工事又は増築工事の場合は、1棟の当該工事部分の床面積の合計が1,120㎡以上</li> </ul> </li> <li>・上記の元請施工実績が設計施工一括方式による建築一式工事であること。</li> </ul> <p><b>【共同による事業実施の場合】</b> （建築工事を施工する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨造又は軽量鉄骨造（プレハブ建築含む）による建築一式工事で新築工事、改築工事、増築工事で次に示す工事の元請施工実績を有すること。（国、県、市町村での公共事業又は民間工事での実績）。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新築工事の場合は、1棟の延床面積が1,120㎡以上</li> <li>② 改築工事又は増築工事の場合は、1棟の当該工事部分の床面積の合計が1,120㎡以上</li> </ul> </li> </ul> <p>（設計受託者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3・4年度広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格を有し、「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門の認定を受けており、格付等級がAであるもの</li> <li>・県内に営業所を有する。</li> <li>・鉄骨造又は軽量鉄骨造（プレハブ建築含む）による建築一式工事で新築工事、改築工事、増築工事の次に示す基本設計及び実施設計の実績を有すること（国、県、市町村での公共事業又は民間工事での実績）。なお、1つの業務で基本設計及び実施設計を行っていない場合は、複数の業務の実績も可とする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新築工事の場合は、1棟の延床面積が1,120㎡以上</li> </ul> </li> </ul>	

	② 改築工事又は増築工事の場合は、1棟の当該工事部分の床面積の合計が 1,120㎡以上
(4) 完成検査	平成19年4月1日から公告の日の前日までの間に完成検査を受けていること。
キ 配置予定技術者（設計業務）	
(7) 専任配置の要否	必要
(4) 照査技術者	不要
(7) 資格等	(管理技術者) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。 設計業務の技術者は、本事業の全期間（契約日の翌日から契約期間終了まで）、配置できる者であること。 共同による事業実施の場合は、設計受託者が管理技術者を配置しなければならない。
(8) 経験	—
ク 配置予定技術者（建築工事）	
(7) 専任配置の要否	必要
(4) 資格等	ア(7)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する1級建築士で監理技術者の資格を有する者であること。 建築工事の技術者は、本事業の全期間（契約日の翌日から契約期間終了まで）、配置できるものであること。
(7) 経験	カ(7)【共同による事業実施の場合】（建築工事を施工する者）に記載の経験でかつ(4)を満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。
ケ 配置予定技術者（工事監理業務）	
(7) 専任配置の要否	必要
(4) 照査技術者	不要
(7) 資格等	(工事監理者) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。 工事監理業務の技術者は、工事監理業務の期間（設計業務の成果物に基づく施工を発注者から承諾を得てから契約期間終了まで）、配置できる者であること。 共同による事業実施の場合は、設計受託者が管理技術者を配置しなければならない。
(8) 経験	—

(注) 1 ウはアの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評価値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評価値通知書等による。

2 カ、クが特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率20%以上のものに限る。

- (3) 建築工事における配置技術者は、設計業務における管理技術者（以下、「管理技術者」という。）と兼ねることができるが、工事監理業務における管理技術者（以下、「工事監理者」という。）とは兼ねることができない。

なお、管理技術者と工事監理者は兼ねることができる。

- (4) 設計受託者は、複数の公募型プロポーザル参加者の受託先として予定されていないこと。
- (5) 設計受託者は、この公告の日から契約締結日までのいずれの日においても、広島県の指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 共同による事業実施の場合は、公募型プロポーザル参加資格確認を申請する際に、設計受託者が作成した設計業務及び工事監理業務に関する見積書（以下、「見積書」という。）を提出すること。落札

決定後、見積書に記載の金額以上を受託費として、設計受託者と適切に契約を締結すること。見積額以上で締結しない場合には、指名除外等の必要な措置を講ずることがある。

- (7) 設計受託者の倒産等やむを得ない理由により業務の履行が不可能になった場合を除き、設計受託者の変更は認めない。

### 3 建築工事における配置予定技術者及び現場代理人の取扱い

- (1) 配置予定である監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者でなければならない。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方を有するものであること。
- (2) 配置予定技術者は、この公募型プロポーザル参加者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係）を有している者であること。
- (3) 現場代理人は、公募型プロポーザル参加者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。
- (4) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記入するものとする。なお、「企業の業務実績、技術者の資格・経験業務調書」（様式第10号）を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記入することができる。
- (5) 「企業の業務実績、技術者の資格・経験業務調書」（様式第10号）については、公募型プロポーザル参加資格確認申請書に添付すること。なお、提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等は認めない。
- (6) 手持ち工事の工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。
- (7) 事業の実施に当たって、「企業の業務実績、技術者の資格・経験業務調書」に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。
- (8) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出日において建設業許可における経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者（当該事項に関して必要な変更届を、公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。）の配置は認めない。ただし、営業所の専任技術者については、技術者の専任性が求められない工事であって、次のいずれにも該当し、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、例外的に主任技術者として配置を可能とする。
- ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。
- ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- (9) 配置予定技術者に関する要件としている「建設業法第15条第2号イに該当する者」とは、1級国家資格者（技術士、1級建築士）をいい、同号ロに該当する者（指導監督実務経験者）及び同号ハに該当する者（国土交通大臣特別認定者）を除く。
- (10) 建築工事における配置技術者は、通常の建築工事の役割に加えて、設計業務及び工事監理業務に係る総括責任者として、本事業のすべてに関する工程管理・品質管理、発注者との協議・連絡等を行わなければならない。

#### 4 日程

手続等	期間・期日	場所・方法等
(1) 公告, 要求水準書及び公募型プロポーザル説明書の閲覧及び交付	令和4年4月25日から 令和4年6月10日までの毎日 午前9時から午後4時30分まで	広島県ホームページにおいて閲覧及び交付する。
(2) 公募型プロポーザル説明書及び要求水準書に係る質問	令和4年4月25日から 令和4年5月27日までの毎日 (休日を除く。) 午前9時から午後4時30分まで	広島県土木建築局港湾振興課 (広島市中区基町 10-52) に書面を持参又は郵送等で提出
(3) 公募型プロポーザル参加資格に係る質問	令和4年4月25日から 令和4年5月27日までの毎日 (休日を除く。) 午前9時から午後4時30分まで	(2) と同じ。
(3) 質問に対する回答書の閲覧	令和4年5月30日までの毎日 午前9時から午後4時30分まで	広島県ホームページにおいて閲覧に供する。
(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出	令和4年5月31日から 令和4年6月10日までの毎日 (休日を除く。) 午前9時から午後4時30分まで	(2) と同じ。
(5) 技術提案書の提出	令和4年6月27日から 令和4年7月5日までの毎日 (休日を除く。) 午前9時から午後4時30分まで	(2) と同じ。
(6) 技術提案書のヒアリング予定日	令和4年7月11日 (予定)	別途通知
(7) 優先交渉者の通知	令和4年7月22日まで	郵送等

(注) ※ 休日とは、広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日を用いる。

#### 5 公募型プロポーザルの手続き等

公募型プロポーザル説明書による。

#### 6 建築工事における配置技術者の兼務等について

建築工事における配置技術者の兼務等については次のとおりとし、受注者が本事業に係る主任技術者又は監理技術者を定めて工事現場に置いたときは、このことについて誓約書(様式第11号)の提出を求めるものとする。

- (1) 配置技術者は、他の工事の監理技術者として配置されていないこと(配置技術者が監理技術者にあつては、監理技術者の職務を補佐する者として、建設業法施行令(以下「施行令」という。)第28条1項で定める者をそれぞれの工事に専任でおくときは、この限りではない。この場合の兼務できる件数は2件とする。この4において以下同じ。)
- (2) 本事業が建設業法第26条第2項に該当すると認められる工事である場合、配置技術者は、監理技術者として専任で配置できること。
- (3) 本事業が建設業法第26条第2項に該当すると認められる工事の場合又は予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が8,000万円以上の工事である場合、配置技術者は、他の工事の技術者又は現場代理人(以下「主任技術者等」という。)として配置されていないこと。

(4) 本事業が主任技術者の専任を求める工事（専任の要否については公告個別事項に記載している。）の場合、配置技術者は次の要件を満たすこと。

ア 施行令第 27 条第 2 項が適用される工事を除き、他の工事の主任技術者等として配置されていないこと。

イ 施行令第 27 条第 2 項が適用される工事にあつては、本事業を含め災害復旧工事がない場合は 4 件又は本事業を含め災害復旧工事がある場合は 6 件以上の公共工事の主任技術者等として配置されていないこと。

ウ 主任技術者等として管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内又は災害復旧工事を含む場合は全ての工事箇所の間隔が 25 km 程度若しくは災害復旧工事を含まない場合は全て同一の市町内かつ工事箇所の間隔が 15 km 程度であること。

## 7 設計業務における管理技術者及び工事監理業務における工事監理者の兼務について

本事業の管理技術者及び工事監理者（以下「管理技術者等」という。）は、発注者が特に認めた場合を除き、次のとおり他の業務（管理技術者を置くことが求められる業務分野で業務分野別金額〔当該委託業務の契約金額に当該委託業務を構成する業務分野の構成比率を乗じて得た額。以下同じ。〕が 500 万円〔消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。〕以上のものをいう。）の管理技術者等を兼務することを制限する。

ただし、当該業務分野の管理技術者等の資格要件について、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士又は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士を含む場合で、該当する部門の技術士又は一級建築士を配置した場合は、次の場合にかかわらず、当該業務分野の外に 10 件以上又は業務分野別金額の総額が 4 億円を超える業務分野の管理技術者等を兼務させないこととする。

(1) 業務分野別金額が 3, 500 万円以上となる場合は、当該業務分野の外に管理技術者等を兼務させないこととする。

(2) 業務分野別金額が 500 万円以上 3, 500 万円未満となる場合は、当該業務分野の外に 5 件以上の業務分野（500 万円以上 3, 500 万円未満の業務分野）の管理技術者等を兼務させないこととする。

また、この管理技術者等の兼務の制限に関し、契約締結の際に誓約書（様式第 12 号）を提出しなければならない。

なお、業務分野の構成比率は、当該業務の設計金額によるものとする。県以外の発注機関の業務については、業務分野の構成比率を発注者に確認し、当該業務分野の管理技術者等が兼務制限の対象となるかどうかを判断すること。

## 8 公募型プロポーザル参加資格要件確認書類の提出

(1) 公募型プロポーザル参加希望者は、提出期限の日までに、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「参加資格確認申請書」という。）を、持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項

に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。)により提出しなければならない。

- (2) 郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。
- (3) 公募型プロポーザル参加希望者は、公募型プロポーザル参加資格要に応じ、次の必要な書類を参加資格確認申請書に添付しなければならない。
  - ア 特定建設業の許可を証明する書類
  - イ 一級建築士事務所の登録を証明する書類
  - ウ 本事業の設計業務及び工事監理業務を担当する予定の管理技術者の資格証の写し
  - エ 本事業の建築工事を担当する予定の監理（主任）技術者の資格者証の写し
  - オ 共同による事業実施により参加する場合は、設計受託者が作成した設計業務及び工事監理業務に関する見積書
  - カ 企業の業務実績、技術者の資格・経験業務調書（様式第10号）

<p>企業の施工実績，技術者の資格・経験工事調書 (様式第10号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日には，現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を記入すること（対象となる年度の県建設工事等入札参加資格者名簿で，公告において求めている年間平均完成工事高の条件を満たしていることが判断できる場合は，経営事項審査の総合評定値通知書の添付は不要。）。</li> </ul> <p>&lt;単独実施又は共同による事業実施の場合で建築工事を施工する者の企業の施工実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事名は，完了検査を終了している工事について記載すること。</li> <li>・工事内容は，公告に記載した技術要件の施工実績の実績が確認できるよう，明確に記載すること。</li> <li>・「コリンズへの登録」欄は，いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。コリンズだけで施工実績が確認できる場合は，登録内容確認書の添付は不要とする。</li> <li>・「コリンズの登録が無の場合」又は「コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合」は，契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し，資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。</li> </ul> <p>&lt;共同による事業実施の場合で設計受託者の企業の業務実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務名は，完了検査を終了している業務について記載すること。</li> <li>・業務内容は，公告に記載した技術要件の業務実績の実績が確認できるよう，明確に記載すること。</li> <li>・「テクリス（パブディス）への登録」欄は，いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。テクリス（パブディス）だけで業務実績が確認できる場合は，登録内容確認書の添付は不要とする。</li> <li>・「テクリス（パブディス）の登録が無の場合」又は「テクリス（パブディス）だけでは経験業務の内容が確認できない場合」は，契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し，資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。</li> </ul> <p>&lt;技術者の資格・経験工事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者の経験工事の概要の「コリンズへの登録」欄は，いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合は，契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し，資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。ただし，配置予定技術者の工事経験が要件とされていない工事にあつては，この欄の記入は不要である。</li> <li>・監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を添付すること。ただし，監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については，両方の写し（講習修了証は表面のみ。）を添付すること。</li> <li>・他の工事現場に現場代理人として配置している者（災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託を除く。）を配置予定技術者とする場合は，当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを添付すること。</li> <li>・監理技術者又は主任技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を復元できない程度にマスキングを施すこと。））を添付すること。ただし，監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。なお，専任配置が要件とされている工事にあつては恒常的な雇用関係（3か月以上）が必要である。</li> <li>・配置予定技術者の経験は，原則として工事の全期間従事している場合に認めることとし，準じる技術者（監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）の場合は，「下請けを指導する立場」であったことを確認できる施工体系図等を添付すること（低入札要綱第10条へ記載の「低入札技術者」としての施工実績は認めていない。）。</li> <li>・技術者の他の工事の従事状況の「コリンズへの登録」欄は，いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは他の工事の内容が確認できない場合は契約書の写し（工期が確認できるもので可。）を添付し，資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。</li> <li>・複数の技術者を記入する場合は，様式第10号を複写して添付すること。</li> </ul>
---	---



## 9 経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出

- (1) 優先交渉権者となった者は、契約を締結すべき日に、当該日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。
- (2) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出を拒否した者については、この事業の請負契約を締結せず、また、指名除外の対象とする。
- (3) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しないまま落札決定の日から5日を経過した場合も、原則として、(2)と同様とする。

## 10 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記〈対象建設工事の定義〉参照）を請け負おうとする者は、建設リサイクル法第12条第1項に基づき、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「第12条第1項に基づく書面」を提出し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明（事前説明）をした後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

11 営業所の稼働実態の調査

- （1） 次の者については、契約締結時までに営業所の稼働実態の調査に関する事務処理要領に定める資料を提出しなければならない。ただし、県が調査の必要がないと認める場合は、この限りでない。
  - ・営業所の稼働実態について調査の必要があるため県が資料の提出を別途依頼した落札者
- （2） （1）の提出資料を確認した結果、専任技術者の常勤を確認できないなど当該営業所の稼働実態に疑義があると認められる場合には、必要に応じて追加資料の提出請求や営業所の現地調査等の追加調査を実施することがある。
- （3） （1）（2）の調査によって、営業所の稼働実態を確認できない場合には、建設業許可行政庁へ通報する。その結果、監督処分等が行われた場合には、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

12 中間前金払と部分払の選択

- （1） 中間前金払の対象となる事業における中間前金払と部分払の選択は、受注者が発注者にいずれかの請求書を提出することで行う。
- （2） 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、建設工事請負契約約款第45条第6項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、建設工事請負契約約款第46条の3第2項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む。）ものとする。
- （3） 受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、建設工事請負契約約款第42条第3項及び第4項は適用しない。

ただし、当該事業が債務負担行為に係るものである場合は、翌会計年度以降の出来高予定額に対す

る中間前払金については請求することができる。

- (4) その他中間前払金に関することについては、広島県建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱の規定によるものとする。

### 13 部分払の回数

部分払の回数は、次の基準を超えないものとする。ただし、請求は月1回を超えることができない。

ただし、2以上の会計年度にわたる継続事業に関する部分払の回数は、当該会計年度の出来高予定額に応じて定める。

請負代金額	部分払の回数
1,000万円未満	1回
1,000万円以上5,000万円未満	2回
5,000万円以上1億円未満	3回
1億円以上	4回

### 14 社会保険の加入に関する下請指導

受注者は、この事業の建築工事を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従うものとする。

### 15 下請負人の健康保険等加入義務等について

社会保険等未加入対策の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を建築工事の下請負人（同法第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を建築工事の下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約（建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者の指定する期間内（原則30日）に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 社会保険等未加入建設業者が(2)アに掲げる下請負人である場合において、同号(ア)に定める特別の事情が認められなかったとき又は受注者が同号(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。(受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額)

イ 社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において、同号(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が同号(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。(当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額)

(4) 発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

## 16 契約保証金の納付について

請負契約の締結にあたり、契約保証金（請負代金額の10分の1以上。）を契約締結の日（契約の締結に議会の議決が必要な工事においては、広島県議会の議決の日）までに納付すること。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する（現金と保険等の併用及び複数の保険等を組み合わせることは認めない。）。

なお、納付等の取扱いは次の表のとおりであるが、金融機関等の保証又は公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とするため、落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをした場合、保証等を受けることができない場合があるので、保証等を予定する場合は、必ず事前に取扱機関に相談すること。

契約保証金については、ここに記載のもののほか、「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」によるものとする。

「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp> トップページ>入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱

区 分	取扱機関等	県への提出書類等
契約保証金の納付	県の発注機関 (契約事務担当課)	①納記 ②納入通知書交付後，指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し
契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供	県の発注機関 (契約事務担当課)	利付国債及び納記
金融機関等の保証	金融機関等	金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書 ※ 保証債務履行の請求期限を，保証期間経過後，6か月以上確保すること。
公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）	保険会社	保険会社が交付する公共工事履行保証証券
履行保証保険契約の締結	保険会社	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

- ※ 「金融機関等」とは，銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社）をいう。
- ※ 「銀行等」とは，銀行又は県が確実と認める金融機関（出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行，信託会社，保険会社，信用金庫，信用金庫連合会，労働金庫，労働金庫連合会，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫，株式会社日本政策投資銀行，信用協同組合，農業協同組合，水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合）をいう。
- ※ 「納記」とは，広島県会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）別記様式第 36 号の 4 をいう。

## 17 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は，提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 公告後，契約締結（県議会の議決を必要とする事業にあっては，議決により本契約となったとき。）までの間に，暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事予定現場の状態が変動するなど，やむを得ない事由が生じたと発注者が判断したときは，公募を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合，契約又は準備のために要した費用，損害等については，参加者の負担とする。
- (4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務  
公募型プロポーザル参加者は，契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は，これに応じなければならない。
- (5) 受注者は，発注者からの指示が無い限り，技術提案書の記入事項について原則として全て履行しなければならない。また，技術提案に記入された内容は，契約後に提出する業務計画書及び施工計画書に反映させるものとする。

(6) その他

令和4年度広島港宇品地区クルーズターミナル（仮称）建設事業 公募型プロポーザル説明書による。

18 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

担当課 広島県土木建築局港湾漁港整備課（広島県庁舎北館2階）

契約担当課 広島県土木建築局港湾振興課（広島県庁舎北館2階）

電話 (082) 513-4026 F A X (082) 223-2463